

監 査 報 告 書

平成 31 年 5 月 22 日

社会福祉法人 小樽四ツ葉学園
理事長 紺野 喜一郎 殿

監事 佐藤 清二
監事 岡田 孝雄



私たち監事は、平成 31 年 5 月 20 日に平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月までの平成 30 年度施設会計、決算書類及び利用者預り金 3 月末締め預金、元帳等について監査をおこないました。その方法及び結果について、つぎのとおり報告いたします。

1. 監査の方法及び内容

各監事は、理事及び関係職員等と意思疎通を図り、理事会その他の会議等に出席をし、理事及び関係職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）についての検討をしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の確認調査を行い、当該会計年度に係る収支計算書関係書類（決算書類及び附属明細書）及び財産目録、固定資産台帳について確認いたしました。

寺田税理士事務所決算に係る実施報告書の内容確認をした。

2. 監査意見

①事業報告等の監査結果

- 一 事業報告等は、法令及び規程に従い、特に問題等もなく正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は定款に違反する重大な事実は認められません。

②計算書関係書類及び財産目録の監査結果

計算書関係書類及び財産目録、固定資産台帳については、法人の財産、収支及び資産の増減の状況全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。また、寺田税理士事務所決算に係る報告書を確認し、適正に示しているものと認めます。

③利用者預り金年度末の監査結果

年度 3 月末締め利用者元帳及び個人通帳、定期預金、領収書関係の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

監査報告書

令和元年6月21日

社会福祉法人 小樽四ツ葉学園
理事長 紺野 喜一郎 殿

監事 佐藤 清二
監事 岡田 孝雄



私たち監事は、令和元年6月18日19日に令和元年4月から令和元年6月直近までの令和元年度の法人本部、労務関係、施設会計、利用者会計、事業実施に伴う業者決定等について監査をおこないました。その方法及び結果について、つぎのとおり報告いたします。

1. 監査の方法及び内容

各監事は、理事及び関係職員等と意思疎通を図り、理事会その他の会議に出席し、理事及び関係職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、特に役員改選に伴う理事会決定、評議員の後任に基づく選任委員会の内容議事録の確認など重要な関係書類、労務関係諸届、施設会計、利用者会計、業者決定等の状況などの確認調査をした。

また、決算後の法務局へ資産変更届提出書類状況を確認調査しました。

2. 監査意見

①施設会計等の監査結果

- 一 月試算書、小口現金、伝票、問題等もなく正しく示しているものと認めます。
- 二 每月の税理士報告書の確認でも不正の行為又は経理規程に違反する重大な事実は認められません。

②利用者会計の監査結果

利用者個人の預金通帳、支払い領収書、各自の元帳との照合問題等もなく正しく示し整理記載されているものと認めます。

③事業計画での車両購入及び修繕整備に係る業者選定についても、経理規程に準じ決定し契約書及び決定書等において適正に示しているものと認めます。

④職員等の時間外、年休等の整理も適正に処理しているものと認めます。

⑤決算後の法務局への資産総額変更届の完了の確認し適切である事を確認しました。

⑥法人本部役員改選及び評議員後任に係る議事録及び関係書類委嘱状・受諾書の確認し、適切に定款準則に準じ示し問題なく事を認めます。

監査報告書

令和元年9月30日

社会福祉法人 小樽四ツ葉学園
理事長 紺野 喜一郎 殿

監事 佐藤 清二
監事 岡田 孝雄



私たち監事は、令和元年9月25日26日に令和元年7月から令和元年9月直近までの令和元年度の法人本部、労務関係、施設会計、利用者会計、事業実施に伴う業者決定等について監査をおこないました。その方法及び結果について、つぎのとおり報告いたします。

1. 監査の方法及び内容

各監事は、理事及び関係職員等と意思疎通を図り、理事会その他の会議に出席し、理事及び関係職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、試算7・8月試算表関係書類、業者契約、労働契約書、施設会計、利用者会計、などの確認調査をした。理事会・評議員会議事録の確認をした。

また、決算後の法務局へ資産変更登届出を確認調査しました。

2. 監査意見

①施設会計等の監査結果

- 一 預金通帳、小口現金、伝票、問題等もなく正しく示しているものと認めます。
- 二 毎月の税理士報告書・試算書の確認違反する重大な事実は認められません。

②利用者会計の監査結果

利用者個人の物品購入伺書、預金通帳、支払い領収書、各自の元帳との照合問題等もなく正しく示し記載され処理しているものと認めます。

③事業計画での業者契約書及び決定書等において適正に示しているものと認めます。

④労働契約書等の契約更新の整理も適正に処理しているものと認めます。

⑤決算後の法務局への資産総額変更登記済書の確認登記完了を認めます。

⑥法人理事会・評議員会等の出席及び議事録及び署名捺印も適切に定款に準じ示し問題なく処理されている事を認めます。

監査報告書

令和元年 12月 28日

社会福祉法人 小樽四ツ葉学園
理事長 紺野 喜一郎 殿

監事 佐藤 清二



監事 岡田 孝雄



私たち監事は、令和元年 12月 19 日 20 日に令和元年 10月から令和元年 12月直近までの施設会計、月例試算表、利用者預かり金会計、事業実施状況、職員諸手当関係等について監査をおこないました。また、保育所の運営指導実施の状況等の確認をした。その方法及び結果について、つぎのとおり報告いたします。

1. 監査の方法及び内容

各監事は、理事及び関係職員等と意思疎通を図り、理事会及び他の会議に出席し、理事、関係職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、12月直近までの施設会計関係書類を閲覧し、試算表の状況及び補正予算状況等を調査しました。

令和元年度に係る 9月以降の事業実施状況等（事業計画に基づき確認）及び利用者預り金、定期預金、領収書、各自の通帳他の確認をしました。

保育所運営指導の状況内容についての説明を受ける。

2. 監査意見

①施設会計等の監査結果

一 施設会計等は、小口現金の支出等は規程に従い、特に問題なく正確に正しく記載され、未収、仮払内容の確認、支払領収関係も問題ないものと認めます。

二 補正予算内容についても大きな支出等もなく収入・支出の見直しをした補正予算の執行状況を確認した。幸住学園・保育所の収入について前年度より減額が見込まれる。

三 寺田税理士さん毎月の報告書を確認し重大な問題ないとことを確認した。

②計算書関係書類及び財産目録の監査結果

計算書関係書類及び財産目録については、法人の財産、資産の状況を全て適正に示しているものと認めます。

③事業計画の通り、9月以降予定通り実施されていることを確認した。

④保育所の運営指導内容については、後志総合振興局の結果通知が現時点まだない事を確認した。今後通知が来た時点で理事会・評議員会に報告することで確認した。

監事監査報告書

令和2年3月24日

社会福祉法人 小樽四ツ葉学園
理事長 細野喜一郎 様

監事 佐藤 清二
監事 岡田 孝雄



私たち監事は、令和2年3月17日18日に令和元年12月から令和2年3月直近までの令和元年度の労務関係、施設会計、利用者会計、事業状況、研修会等について監査をおこないました。その方法及び結果について、つぎのとおり報告いたします。

1. 監査の方法及び内容

各監事は、施設長及び関係職員等と意思疎通を図り、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な労務に係る関係書類を閲覧し、会計及び給与規程、研修状況、事業計画完了状況を調査しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の確認調査を行い、当該会計年度に係る試算書関係書類について確認いたしました。また、税理士事務所の月報も確認しました。利用者預り金会計元帳及び預金通帳、定期預金、領収書関係書類の確認実施をしました。

2. 監査意見

①施設会計等の監査結果

- 一 試算書及び関係書類等は、法令及び規程に従い、特に問題等もなく正しく示しているものと認めます。
- 二 保育所給与規程で特殊業務手当の金額を一部変更する必要がある事を認めます。
- 三 経理規程の細則改訂が必要で、年度内に税理士との打ち合わせを行なうことを認めます。
- 四 法人の財産、収支及び資産の増減の状況を全て適正に示しているものと認めます。

②利用者預り金の監査結果

利用者元帳及び個人通帳、定期預金、領収書関係の全て適正に示しているものと認めます。

③労務関係の結果

各事業所の来年度3・6協定を労働基準監督署へ提出関係書類を確認する。

年次休暇整理簿の確認及び来年度の年休消化5日付与の対応を確認するが、施設により異なりがあるが9割以上は消化されているが目標10割を目指すことを認めます。

④事業計画の結果

各事業所について、令和元年度の事業計画実施内容について適切に実施されていることを認めます。

⑤研修会参加報告書の結果

研修会参加報告書との確認を行い参加職員の報告書について適切に実施されていることを認めます。